

ヘルメット着用

安全利用の取組

自転車安全利用等モデル事業所 自転車安全利用等モデル校

説明WEBサイト



広島県警察HP

募 集 中

自転車安全利用等モデル事業所とは・・・

自転車事故で大きな被害にあう従業員を一人でも減らすため、自転車ヘルメットの着用や安全利用に自発的かつ積極的な取組（※下記事項）を行うことを宣言する事業所をいいます。（学校はモデル校）

取組事項

業務・通勤時のヘルメット着用を徹底



ヘルメット支給・購入制度の創設

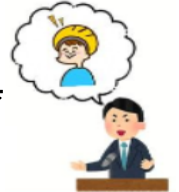


※ その他の取組も含まれます。

ヘルメット着用率100%を目指す



従業員に交通安全教育を実施



対 象

広島県内に所在・事業活動を行う

- 自転車通勤・通学を認めている事業所や学校
- 業務に自転車を使用している事業所

認定の流れ

～認定条件～

- 自転車の安全利用を宣言すること
- 宣言内容について、積極的に取り組むこと

1 宣言書を記載する

記載用紙は

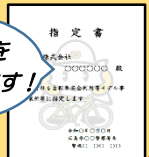
最寄りの警察署のほか
広島県警HP
にも掲載
しています

2 宣言書を最寄りの警察署に提出する



3 警察署長から指定を受ける

ヘルメットを着用させます!



事業所の皆さんは

「自転車安全利用等モデル事業所」に登録し、従業員の命を守りましょう!

なお、宣言していただいた事業所については、県警ホームページに掲載させていただきます。

※ 掲載希望されない事業所にあつては、宣言書にチェック欄がありますので、記載をお願いします。

お問い合わせ先

- 最寄りの警察署交通課窓口
- 広島県警察本部交通企画課 自転車小型モビリティ対策室まで
(代表：082-228-0110 内線：5026)

広島県警察

